

舞鶴市DX推進計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4(2022)年3月 策定
令和6(2024)年4月 改定



目次

目次.....	1
第1章 舞鶴市DX推進計画の策定にあたって.....	2
はじめに.....	2
1. 計画策定の目的.....	2
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の構成.....	5
第2章 本市を取り巻くデジタル化の動き.....	6
第1節 国が目指すデジタル社会のビジョン.....	6
第2節 京都府が目指すデジタル社会のビジョン.....	8
第3節 舞鶴市の現状と今後のビジョン.....	9
第3章 DX推進の方向性.....	12
1. 基本方針.....	12
2. DX推進の3本の柱.....	12
第4章 DX推進に向けた今後の取組.....	14
1. デジタル技術を活用した希望がもてるまちづくりの実現.....	14
2. デジタル技術を活用した安心・安全なまちづくりの実現.....	16
3. デジタル技術を活用した魅力あるまちづくりの実現.....	17
4. ストレスフリーなスマート市役所の実現.....	19
5. 持続可能な市役所運営の推進.....	20
第5章 計画の推進体制.....	23
1. 庁内における推進体制.....	23
2. 外部機関との連携.....	23

第1章 舞鶴市DX推進計画の策定にあたって

はじめに

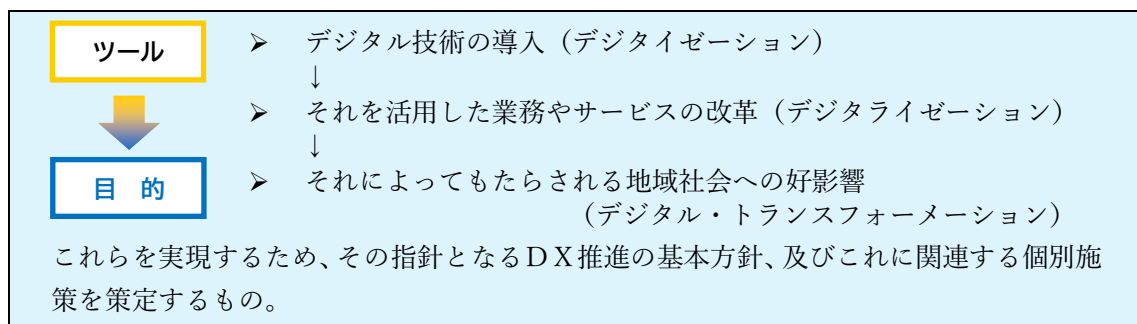
デジタルへの変革が急速に求められるなか、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、本市においても行政のデジタル化を推進すべく令和3(2021)年度より体制を強化し取り組んでいるところであります。本市ではデジタルを是、アナログを否と決めつけるのではなく、両方の良いところを組み合わせることでサービスをデザインしていく、例えば、AI・ロボティクスといった最新のテクノロジーは積極的に業務に適用し自動化をどんどん進める、それによって得られた人と時間を住民のみなさんと直接のコミュニケーション(人にしかできないこと)に充てるといったことが可能になり、その結果、住民サービスの向上・ユーザー満足度の上昇につながると考えます。SDGsが目指す令和12(2030)年には舞鶴市が、「人のぬくもりのある、デジタル技術でワクワクするまち」として、舞鶴らしいDXになればという想いで本計画の策定に至りました。

1. 計画策定の目的

本市におけるDX推進の意義

まずは	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。 ➤ デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく。
さらには	<ul style="list-style-type: none"> ➤ データが価値創造の源泉である認識のもと、EBPM¹等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等を創出する。

舞鶴市DX推進計画策定の目的



本市では、D(デジタル)をツール、X(トランスフォーメーション)²を目的と位置づけています

¹ EBPM (Evidence-based Policy Making) とは、証拠(エビデンス)に基づいて合理的、論理的に政策を評価し立案をすること。

² DX (デジタル・トランスフォーメーション/Digital Transformation) とは、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。自治体で言うならば、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる、またデジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを意味する。

2. 計画の位置付け

本市では、令和元（2019）年度からスタートした「第7次舞鶴市総合計画」（以下「総合計画」という。）において、「ひと・まちが輝く 未来創造・港湾都市 MAIZURU」を目指す都市像として、また「次代を担う若者や子どもたちに 夢と希望を お年寄りには感謝を～未来に希望がもてる活力あるまちを目指して～」を基本理念として、市民と行政が、ともに未来に向けた「ひとつづくり」「まちづくり」に取り組むこととしています。

本計画は、国や京都府が掲げる ICT³利活用戦略との整合を図りつつ、舞鶴市総合計画を上位の計画として、目指す都市像を実現するための施策を、デジタル化の側面から支援するデジタル・ガバメント⁴における最上位計画であり、総合計画に掲げられている「希望がもてるまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「魅力あるまちづくり」の3つのまちづくり戦略を、関連する他の計画との連携を図りつつ、デジタル技術を活用して推進していくための計画として位置付けます。

また、官民データ活用推進基本法⁵第9条第3項の規定に基づき、令和3（2021）年3月に策定した「舞鶴市官民データ活用推進計画」において定められた官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針（オンライン化原則、オープンデータ⁶の推進、マイナンバーカードの普及・活用、デジタルデバイト⁷対策、業務の総合的なデジタル化・業務の見直し（BPR）・システム改革）をより具体化した計画とします。

なお、本計画の第4章「DX推進に向けた目指す取組み」（1～5）を具現化し、実行性を担保するための個別事業、スケジュール及び本市が抱える様々な課題を解決するための施策について定めた「舞鶴市DX推進計画実行計画（アクションプラン）」を令和4（2022）年度に策定することとしています。

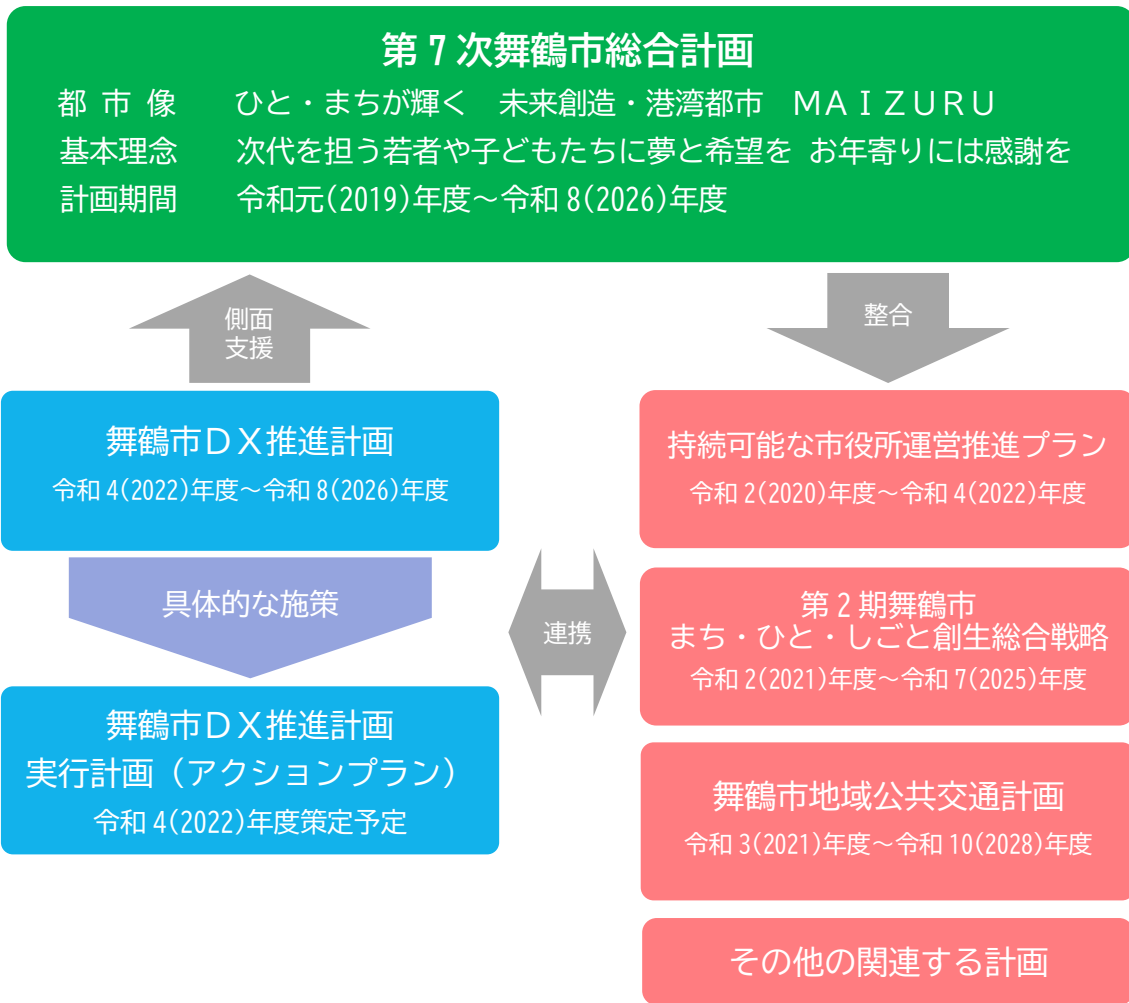
³ 「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。ICTは、デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

⁴ デジタル技術を活用しながら、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。利用者から見て一連のサービス全体を、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」ものにするなど、Society 5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人一人が享受できるようにすることが目的。

⁵ 「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国、地方公共団、独立行政法人、その他の事業者により、事務や事業の遂行に当たり管理、利用、提供されるものをいう。この法律では官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにしている。

⁶ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータで、商用としても利用可能。

⁷ コンピューターやインターネットなどの情報技術（IT：Information Technology）を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差をいう。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

計画	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第7次舞鶴市 総合計画	基本構想							
	前期実行計画				後期実行計画			
舞鶴市DX 推進計画	基本計画							
	実行計画（アクションプラン）							

4. 計画の構成

本計画の構成は、本市におけるDX推進を着実に進めるための基本的な指針である「基本計画」と計画策定時のデジタル化に関する社会全体のビジョンなどについてまとめた「資料編」、及び基本計画で定めた基本方針及びDX推進の三本柱の着眼点を踏まえた具体的な取組みを定め、毎年その成果を確認し、取組内容を更新していく「実行計画（アクションプラン）」の2部構成とします。

◆ 基本計画・資料編について

基本計画は、本市のDX推進の方向性や理念を示す基本的な計画とします。計画の終期を第7次舞鶴市総合計画と合わせることで、社会情勢や情報技術等の変化に応じた見直しを、市政全般の動向に合わせて行うこととします。

また、「資料編」は、国が策定した「自治体DX推進計画」における重点取組事項及び基本計画策定時における社会全体のデジタル化に関するビジョン、ならびに市内在住の市民2,000人を対象として実施したデジタル化の推進に関するアンケート調査の集計・分析結果を掲載し、これらを計画策定の基礎資料としています。

◆ 実行計画（アクションプラン）について

基本計画で定めた基本理念や基本方針に基づき、着実に実行できる事業を推進するため、「持続可能な市役所運営推進プラン」と連携し、各部署の取組みを取りまとめ、毎年その成果を確認しつつ、更新作業を行うこととします。

第 2 章 本市を取り巻くデジタル化の動き

第 1 節 国が目指すデジタル社会のビジョン

1. 社会の動向

デジタル技術が日々発展していく中、人々の生活は便利で豊かになってきましたが、一方で、解決すべき社会的課題はより複雑化・多様化しています。イノベーションで創出される新たな価値により、地域や年齢、言語などによる格差がなくなり、個々の多様なニーズ、潜在的なニーズに対してきめ細かな対応が可能となることで、社会システム全体が最適化され、持続的な経済発展と社会的課題の解決を両立していけるような社会としていく必要があります。

国は、第 5 期科学技術基本計画（平成 28（2016）年 1 月策定）において Society5.0⁸を提唱し、I o T、ロボット、A I、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術を、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現を目指すこととしています。

また、感染症対策としてもオンライン化を基本として変革を加速しなければならないとし、デジタル技術を徹底活用することで、ソーシャルディスタンスを確保しながら、経済社会活動を維持し、経済が成長可能となるよう「デジタル強靱化社会」の構築を進めることとしています。

2. 国が目指すビジョン

国においては、平成 13（2001）年 1 月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行するとともに、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（I T 総合戦略本部）」を設置して「e-Japan 戦略」を策定し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を重点的に推進してきました。

その後、平成 15（2003）年の「e-Japan 戦略Ⅱ」、平成 18（2006）年の「I T 新改革戦略」を経て、平成 25（2013）年には「世界最先端 I T 国家創造宣言」が発表され、世界最先端の I T 国家を目指して各種の政策が推進されてきました。

平成 28（2016）年 1 月には、「第 5 期科学技術基本計画」が閣議決定され、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society5.0」が提唱されました。

「Society5.0」の実現に向けた取組は、人口減少や少子高齢化の進行、生産性や成長力の伸び悩み、地方経済の活性化などの我が国が直面する課題を解決し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現に寄与するものであるとの考えのもと、令和元（2019）年 12 月に閣議決定された「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても、「地域における Society5.0 の推進」が重要な柱のひとつとされています。

⁸ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

また、平成 28 (2016) 年 12 月には「官民データ活用推進基本法」が制定され、市町村に対してデジタル化を進めるための計画策定を努力義務とするとともに、令和元 (2019) 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、デジタル化を推進し、新技術を全面的に活用した「スマートシティ」の実現を「Society5.0」時代のまちづくりの基本コンセプトに位置づけ、その実現に向けた取組を加速させることとしています。

令和元 (2019) 年 12 月には、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる、いわゆる「デジタル手続法」が施行され、デジタル化 3 原則⁹ (デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ) が基本原則として定められ、地方公共団体における実施が努力義務として定められることとなりました。

また、令和 2 (2020) 年 12 月には、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとする「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、地方公共団体に関連する施策も多く盛り込まれました。

これに合わせ、総務省からは、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」が示され、地方公共団体自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性の向上や業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

重点取組事項	
①	自治体の情報システムの標準化・共通化
②	マイナンバーカードの普及促進
③	自治体の行政手続のオンライン化
④	自治体の A I ・ R P A の利用促進
⑤	テレワークの推進
⑥	セキュリティ対策の徹底
自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項	
①	地域社会のデジタル化
②	デジタルデバイド対策
その他	
①	BPR の取組みの徹底 (書面・押印・対面の見直し)
②	オープンデータの推進
③	官民データ利活用推進計画策定の推進

⁹ デジタル化 3 原則：デジタルファースト (個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する)、ワンスオンリー (一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)、コネクテッド・ワンストップ (民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)

第2節 京都府が目指すデジタル社会のビジョン

1. スマート社会推進のための取組み

京都府が目指すスマート社会は、府域全ての地域において府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会です。そのため京都府では、京都府総合計画及び行財政改革プランにおいて指し示された方向性を踏まえ、スマート社会推進のための施策について定めた「京都府スマート社会推進計画～府民誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる社会を目指して～」を令和2（2020）年3月に策定しました。（計画期間：令和2（2020）年度～5（2023）年度の4年間）

この計画に基づき、京都府はデジタル技術を得意とする人だけでなく、むしろそうではない人が、これまで以上に便利な暮らしを送れるように政策を再設計するとともに、多様な主体とインターネット、SNS、クラウド¹⁰等を通じて連携、共働することによる社会全体のスマート化を目指すこととされています。

人口減少社会・スマート社会を見据えた京都府行政の確立

“府民目線に立った京都府行政のデジタル・トランスフォーメーション”

全ての府民がデジタル化の恩恵を受けることができるように政策を展開

- ・ 政策にデジタル技術を積極的に活用し、より効果的に推進
- ・ 行政サービス・事務をデジタル社会にふさわしいサービスにデザイン

政策展開にあたっての必要な視点

住民福祉の向上

社会全体の最適化

AI・IoT等の活用

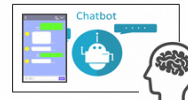
多様な主体との連携



利用者に寄り添ったインターフェースによって、府民誰もが容易に行政サービスを受けられるようになります。



標準化と簡素化による効率的な手続、事務を実施できる行政体制に変革します。



EBPMを推進するとともに、最新の情報技術の活用によって生産性・付加価値の高い政策を実施します。



多様な主体と連携して最新の情報技術を活用することを通じて、社会全体の最適化を実現します。

（出典）京都府スマート社会推進計画

¹⁰ クラウドサービスともいう。インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンタに蓄積されたコンピューター資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。

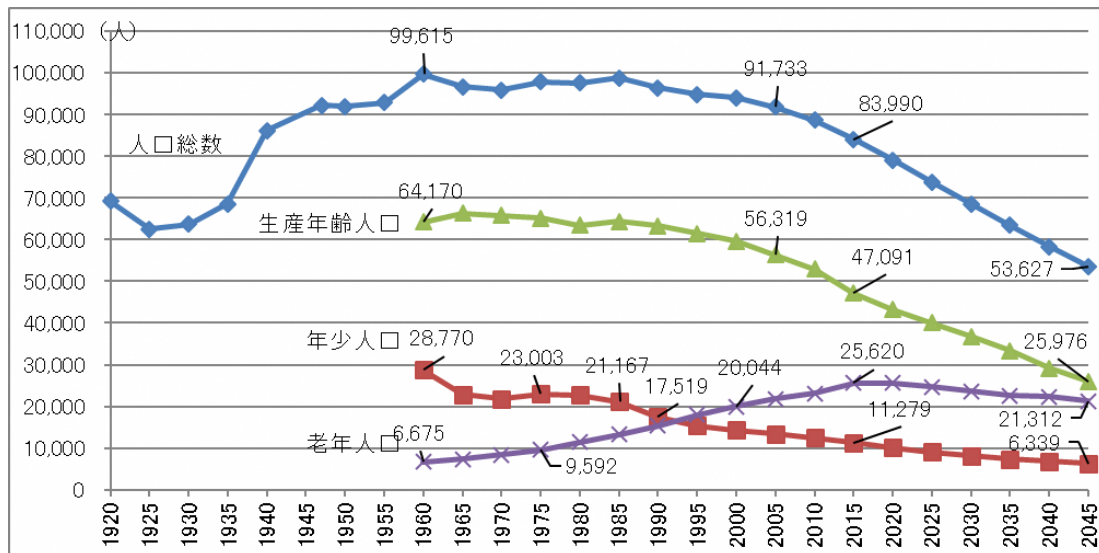
第3節 舞鶴市の現状と今後のビジョン

1. 人口減少時代における行政運営のあり方

本市の総人口は、平成 17 (2005) 年の 91,733 人(国勢調査)までは 9 万人台を維持し推移してきましたが、平成 22 (2010) 年には 88,669 人 (国勢調査) と 9 万人を下回り、以降令和 2 (2020) 年までの 10 年間で 8,333 人減少するなど、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。(令和 2 (2020) 年人口：80,336 人(国勢調査))

とりわけ、年齢 3 区分別人口における生産年齢人口(15～64 歳)は、昭和 35 (1960) 年(64,170 人)以降、平成 7 (1995) 年まで 35 年間にわたり 6 万人台を維持し推移してきましたが、平成 17 (2005) 年(56,319 人)から、平成 27 (2015) 年(47,091 人)の 10 年間で、約 9,200 人(約 -16.4%)と大きく減少し、将来推計においても、令和 7 (2025) 年(40,017 人)、令和 17 (2035) 年(33,399 人)、令和 27 (2045) 年(25,976 人)と減少が続く推計となっています。

年齢 3 区分別人口の推移 (全体)



(出典)：舞鶴市人口ビジョン (令和 2 (2020) 年 3 月)

今後の人口減少に伴い、市の職員数も減少することが予測される中、行政サービスの質を落とすことなく、さらなる住民の利便性の向上に取り組んでいくためには、今の業務をより少ない職員で行う工夫が必要となってきます。この問題を解決するには労働生産性の向上が不可欠であることから、従来のアナログ的な行政運営からデジタル技術を活用した行政運営へと、能動的に意識を変えていくことが求められます。

2. デジタル化に関する市民ニーズ

本市に住む市民の方のデジタル化に対する考えや意識を調査するため、舞鶴市に住む 18 歳以上の男女 2,000 人にアンケート調査を行いました。(回答数：730 人、有効回答率：36.5%)

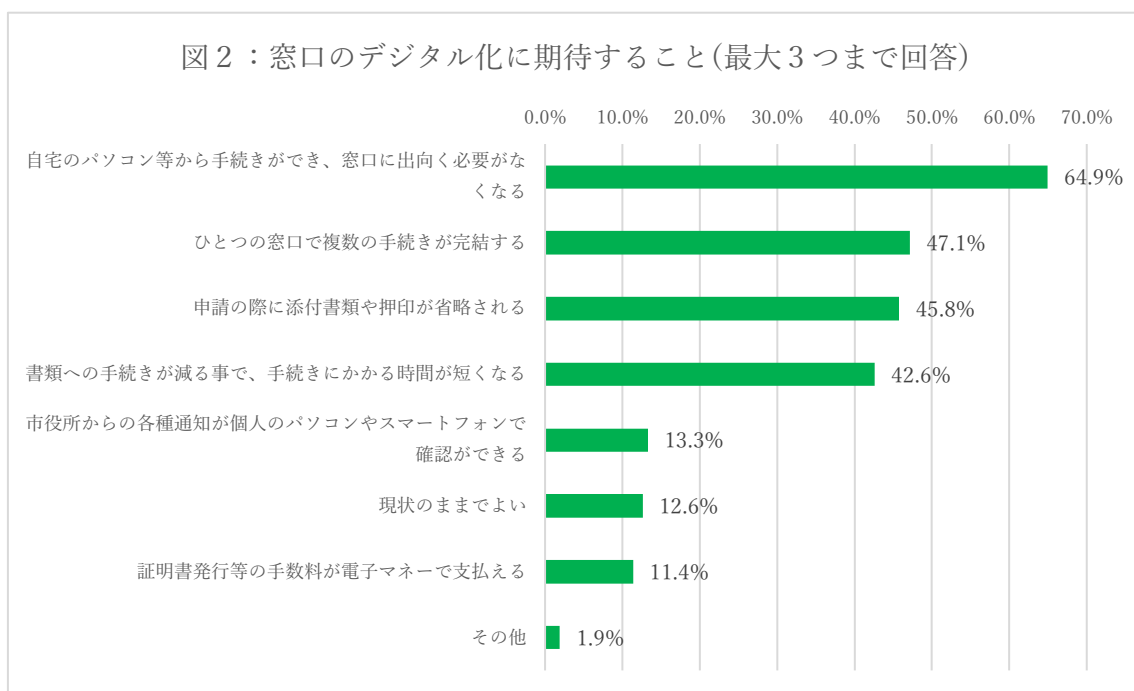
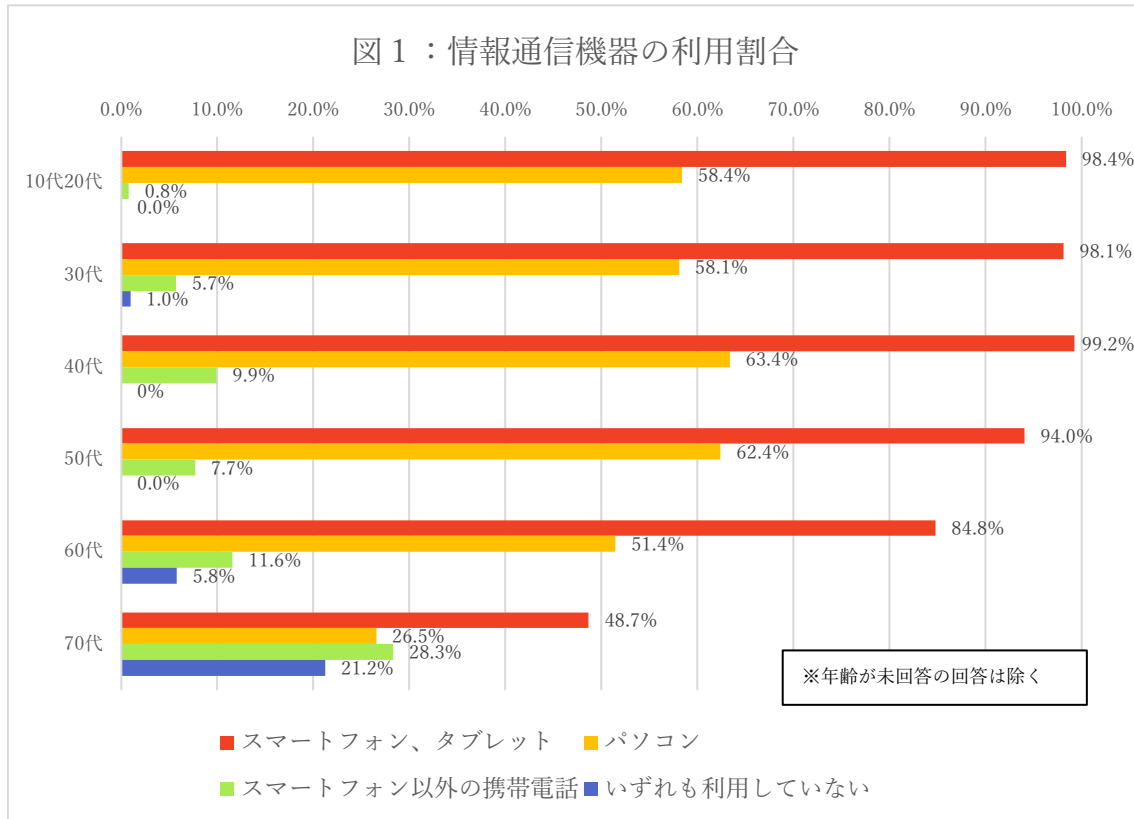
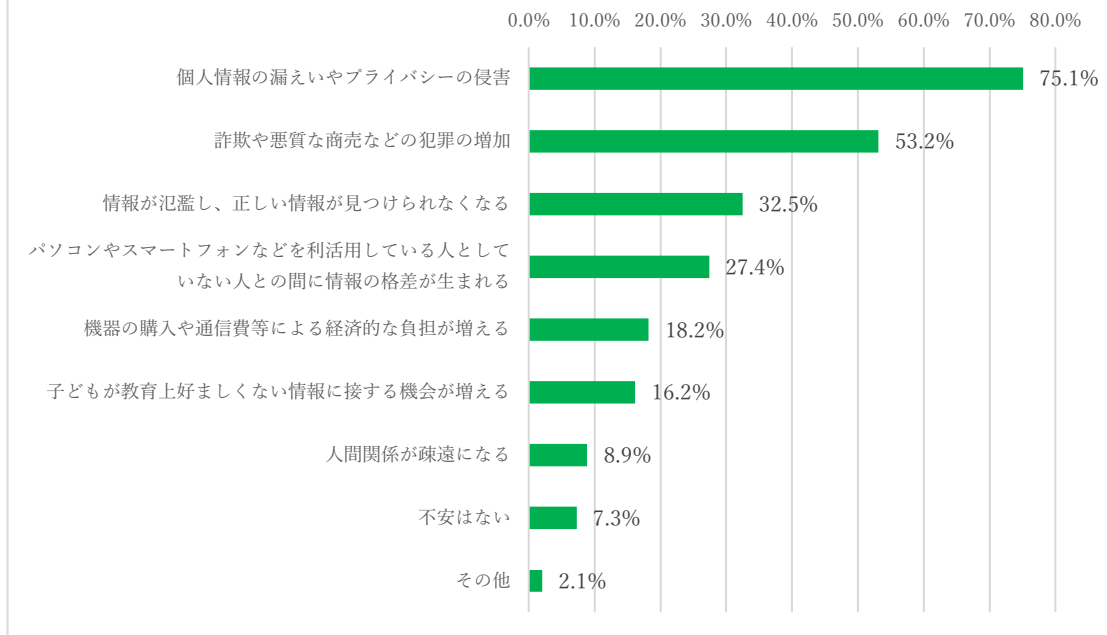


図3：インターネットサービスの普及について不安に感じること
(最大3つまで回答)



情報通信機器の利用状況については、10代から50代までの9割を超える方が「スマートフォン、タブレット」を利用していると回答され、幅広い年代での利用が確認されることから、今後はスマートフォンやタブレットを中心としたサービスの導入を推進していく必要があります(図1)。また窓口のデジタル化に期待することとして、「自宅のパソコン等から手続きができ、窓口に出向く必要がなくなる」が64.9%と最も高く、情報通信機器を利用して自宅などから手続きができる環境整備が求められています(図2)。

一方で、インターネットサービスの普及に対して不安に思うことについて、「個人情報の漏洩やプライバシーの侵害」が75.1%と最も高く、セキュリティに関する不安が多いことが分かります(図3)。また、「パソコンやスマートフォンなどを利活用している人としていない人との間に情報の格差が生じる」と回答された方は27.4%ですが、自由記述の回答においても情報格差が生じることに不安を感じている記述が多い傾向にありました。

これらのことから、行政のデジタル化においては、確実なセキュリティ対策を講じた上で、利用者のニーズに合ったサービスを導入していく必要があります。他方、情報通信機器に不慣れな方でもデジタル化の恩恵を受けることができるよう、「人に優しいデジタル化」を踏まえつつ、取組みを進める必要があると考えます。

第3章 DX推進の方向性

1. 基本方針

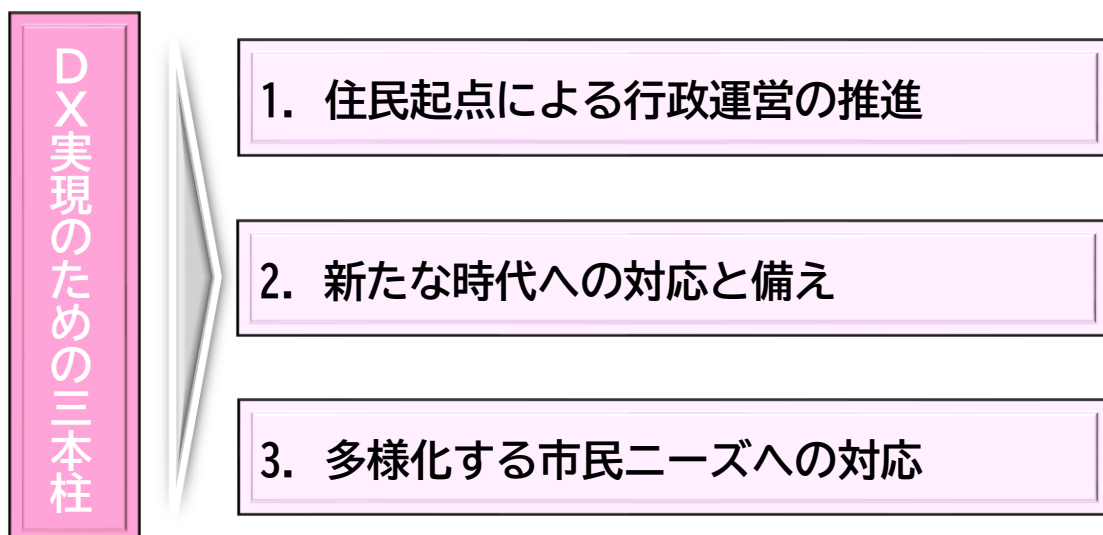
本計画におけるDX推進の基本的な考え方については、上位計画である「第7次舞鶴市総合計画」をはじめ、国や府におけるデジタル政策の動向及び市民のデジタル化に関するニーズを踏まえ、次の基本方針を掲げることとします。

【基本方針】

未来に希望がもてる活力あるまち・舞鶴が
実感できるDXの実現

2. DX推進の3本の柱

上記1で掲げた基本方針を実現するため、以下に示す3本の柱を軸とし、それぞれの着眼点を踏まえつつ取組むこととします。



三本柱の着眼点

【1. 住民起点による行政運営の推進】

現在行っている業務をデジタル化することにより、業務効率化やコスト削減といった目先の課題を解決するだけでなく、機械やデジタルにはできない仕事である「市民とともに考え、解決に向け積極的に行動する」ことに力を注ぐことにより、市民サービスの向上と、持続可能で効果的な行政運営を推進します。

【2. 新たな時代への対応と備え】

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を機に、ビヨンド・コロナ社会に対応した非接触・非対面での行政サービスが求められるようになり、一方で人口減少や労働者の高齢化といった雇用や就労に関わる環境が著しく変化するなど、新たな時代の到来において常に柔軟な思考をもって先手を打ち、前例にとらわれることなく、チャレンジ精神とスピード感をもって業務を遂行します。

【3. 多様化する市民ニーズへの対応】

新型コロナ危機を契機として、在宅勤務・テレワークの急速な進展や自宅での活動時間が増加するなど、人々の生活様式が大きく変化し（ニューノーマル）、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観についても千差万別という現状において、今後ますます多様化すると予測される市民ニーズを的確に把握し、行政サービスの質を落とすことなく、様々な課題の解決に取り組めます。

なお、第4章「DX推進に向けた今後の取組」の具体的な内容については、令和4（2022）年度に策定する実行計画（アクションプラン）で示すこととしますが、その内容を検討する際には、地域で起こっていることや、市民が望んでいることを踏まえた上で、行政サービスの更なる向上に繋がる取組みとなるよう、組織横断的にしっかりと議論をした上で決定することとします。

第4章 DX推進に向けた今後の取組

1. デジタル技術を活用した希望がもてるまちづくりの実現

本市の豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を最大限に活かすとともに、デジタル技術の積極的な活用により、子育て環境や教育環境の充実を図り、住んでみたい、住み続けたいと思える未来に希望がもてるまちづくりの実現を目指します。

【目指す姿①】

子育て世代に優しく便利な環境づくり

- デジタル技術の積極的な活用により子育て支援施設やサービスの利用環境を改善し、誰もが利用しやすい次世代型の新たな子育て支援環境を実現
- デジタル技術を活用したコミュニケーションツール等の導入により「孤育て」を予防し、誰もが安心して子育てできる環境を実現
- デジタル技術の活用により多様な世代の子育てに関われる機会を創出し、社会全体で子どもを育てる仕組みを構築

【今後の取組】

- 子育て支援施設やサービスにおける手続きのデジタル化
- 乳幼児健康診査等におけるオンライン予約等の導入
- 有料サービス等におけるキャッシュレス決済の導入
- 個々に応じた情報を着実に届けるためのプッシュ型※で子育て支援情報等を配信できる機能の導入
- 電子母子健康手帳の導入
- SNS等を活用したコミュニケーションツールの開発・運用
- オンラインでの子育て相談機能の導入

※プッシュ型配信・・・受信者側からリクエストしなくても、サーバーから自動的に発信され更新も自動的に行われる仕組み

【目指す姿②】

質の高い教育環境の実現

- 自ら学び考え、お互いに向上し合い、新たな価値をつくり出す力を育む教育の推進
- 教員自身が探究心を持って学び続け、時代の変化に対応して求められる資質や能力を身につけていく取組みの推進

【今後の取組】

- Wi-Fiやタブレット端末、大型掲示装置等の学校施設環境整備
- 提示教材やドリル教材等のデジタル化
- デジタル技術を活用した授業の拡充

【目指す姿③】

また帰ってきたい、住み続けたいまちづくり

- 「友だちと学ぶ楽しさ」を体験し、将来に夢を抱く子どもたちを育成
- 本市に古くからある会社の歴史を知り、ものづくりの楽しさを学ぶことから、「ふるさと舞鶴」への愛着を醸成

【実現した取組】

- プログラミングと電気工作体験教室を実施
- 身近な「海」を知ることから、環境問題や持続可能な水産資源の確保などについて学ぶ、おさかな観察会を実施

【今後の取組】

- 先進技術の分野に興味を持ち、学べる場の創出
- 域外からのデジタル活用人材・企業の誘致

【目指す姿④】

誰もがデジタルの恩恵を受けられるまちづくり

- 市民の誰もが、多様な価値観やライフスタイルを持ちつつも、デジタルの利便性を実感し、心豊かな暮らしを享受できる環境づくり
- 一人ひとりのニーズに合ったサービス提供の実現

【今後の取組】

- SNS等を活用した公民館等からの情報発信と新しいつながりづくり
- デジタルを身近に感じることでできる機会の創出
- フリーWi-Fiスポットの拡大

2. デジタル技術を活用した安心・安全なまちづくりの実現

少子高齢化や局地化・複雑化する危機事象などのあらゆる社会課題に対し、デジタル技術を活用し柔軟に対応することにより、いつまでも健康で生きがいを感じ、安心・安全な生活を営むことができるまちづくりの実現を目指します。

【目指す姿①】

誰もが健康に暮らせるまちづくり

- 健康診断結果や予防接種履歴のデジタル化
- 自発的に健康づくりに関わるができる仕組みづくり

【今後の取組】

- 健康に関する記録や情報、支援をスマホなどで確認できる仕組みづくり
- オンラインでの健康相談

【目指す姿②】

デジタル技術を活用した防災・減災機能の強化

- 市内の河川や道路の災害状況をリアルタイムで確認
- 適切なタイミング・範囲で避難情報を発信
- 市民の避難行動に繋がる、命を守る体制づくり

【今後の取組】

- 河川水位・潮位・アンダーパスの冠水状況・雨量などの防災情報を一つのマップ上で表示
- 他機関と連携し、避難を必要とする区域を細分化し、より適切なタイミングで避難情報をプッシュ型で通知

3. デジタル技術を活用した魅力あるまちづくりの実現

豊かな自然や歴史・文化など、本市の地域資源を最大限に活かした観光施策の展開や、一次産業の持続可能性を高めるスマート農業・漁業の推進を図るなど、デジタル技術を活用した新たな産業振興を目指します。

【目指す姿①】

観光サービスの変革と観光需要の創出

- 旅行者の体験価値の向上
- 消費機会の拡大
- 来訪意欲の増進と顧客定着等の実現

【今後の取組】

- XR¹¹や5G等のデジタル技術と、文化・自然等の観光資源を掛け合わせた新たな観光コンテンツの造成
- 人流・購買等のリアルタイムデータや、観光統計などの各種データを官民が共有して活用し、消費機会の拡大につながる取組の推進
- 動画配信サービスだけでなく、オンラインツアーやオンラインショップ、SNSコミュニティやXR技術によるバーチャル空間などを活用し、来訪意欲増進とリピーター顧客の定着につながる仕組みの構築

【目指す姿②】

付加価値の高い農林水産業の振興

- 本市の農林水産物のブランド化や6次産業化等の推進
- デジタル技術等を活用した持続的な農林水産業の実現

【今後の取組】

- 生産現場の見える化による、データを活用したスマート農業・漁業の推進
- スマート技術実装による作業の効率化、省力化の推進及び、SNS等を活用した本市農林水産物のブランド力の向上や販路拡大への取組

【目指す姿③】

本市産業の持続的発展、地域産業の充実・強化

- 国内及び国外の社会経済状況の変化に対する適切な対応
- 本市産業の持続的発展、地域産業の充実・強化

¹¹ XRとは、現実世界には存在しないものや情報を、表現・体験できる技術の総称したものである。「X」は、様々な文字が入ることを示しており、「VR (Virtual Reality: 仮想現実)」「AR (Augmented Reality: 拡張現実)」「MR (Mixed Reality: 複合現実)」等の技術を含んでいる。

【今後の取組】

- A I 等デジタル技術の利活用や設備等の高度化により、経営力の強化や生産性の向上を図る取組への支援

【目指す姿④】

市民がまちを発見し、学び、伝える「地域学」の促進

- 本市の歴史文化の魅力の発見と市民自らが学び・探る機会の創出
- ふるさと舞鶴に対する誇りと愛着の醸成

【実現した取組】

- 地図アプリを活用した「京都まいつるまち探検マップ」の完成
- 地図アプリを活用したふるさと学習の実施

【今後の取組】

- デジタル技術を活用した歴史・文化および地域情報の蓄積と共有
- デジタル技術を活用した学校教育と地域の連携による地域学習の充実
- A R/V R¹²技術を用いた楽しく分かりやすい歴史・文化体験の提供

【目指す姿⑤】

先進技術の導入による便利な移動環境

- 誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちの実現
- A I 等先進技術の活用による将来にわたり持続可能な地域交通の維持・確保

【今後の取組】

- 公共交通の運行状況の確認や目的地までの移動手段の検索などができる仕組みづくり
- インターネットから送迎の手配などができる仕組みづくり

【目指す姿⑥】

オープンデータの推進

- 市役所が保有・蓄積しているデータを、市民や民間企業等が利用しやすい形で見える化
- データの利活用による市民生活の向上と経済活動の活性化

【今後の取組】

- オープンデータサイトへ搭載するデータの掘り起こし

¹² AR（拡張現実）とは、スマートフォンやタブレット、サングラス型の AR グラスを通して見ることで、現実世界にデジタル情報を付加し、世界を拡張する技術をいう。VR（仮想現実）とは、VR ヘッドセットや VR ゴーグルのデバイスを装着することで、100%バーチャルの世界に入り込んだかのような体験ができる技術をいう。

4. ストレスフリーなスマート市役所の実現

ビヨンド・コロナ時代における新しい行政運営を推進していくことを踏まえ、オンライン申請の拡大という中期的な目標に向けて、転出入や出生、死亡等のライフイベントに伴う手書きでの申請手続きをデジタル化することに加え、「書かなくてよい」「待たなくてよい」「市役所に行かなくてもよい」市民満足度の高い窓口対応を目指すとともに、バックオフィス（内部）業務の効率化により生じた人的資源を、市民サービスの更なる向上に繋がります。

【目指す姿①】

市民満足度の高い窓口対応の実現

【実現した取組】

- 窓口支援システムの導入（令和3（2021）年度）
- 行政証明書（住民票や税証明等）交付機の設置（令和3（2021）年度）

【今後の取組】

- デジタルファースト（個々の手続きやサービスが一貫してデジタルで完結する）、ワンスオンリー（一度提出した情報は再提出不要）、ワンストップ（1 か所でサービスを完結）の実現

【目指す姿②】

マイナンバーカードで多様なオンライン申請を可能に

【実現した取組】

- 住民票や税証明等の各種行政証明書のコンビニエンスストアでの交付

【今後の取組】

- パソコンやスマートフォンから行えるオンライン申請の拡充
- 市の出先機関等からも申請可能な環境整備の検討
- 国が推奨するオンライン申請（ぴったりサービス）の拡充
- オンライン申請に必要なマイナンバーカードの普及促進

5. 持続可能な市役所運営の推進

人口減少や少子高齢化といった社会的課題への適切な対応や、市民サービスの更なる向上を実現するため、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」のビジョンのもと、デジタル技術を活用した次の取組を進めます。

【目指す姿①】

市役所へ行かなくても手続きができるオンライン環境の充実

【今後の取組】

- 市民の利便性と行政事務の効率を高めるオンライン環境の整備
(マイナポータルのUI・UX¹³の改善を含む)
- 市の基幹業務システムとの連携を強化
- 簡易な申込みやアンケート機能などの積極的利用を推進

【目指す姿②】

内部事務システムの効率的・効果的な運用

【今後の取組】

- Society5.0の推進、スマート自治体¹⁴の推進、及びビヨンド・コロナ社会¹⁵における働き方改革の実現
- リモートワーク¹⁶の推進、ペーパーレス化¹⁷の推進、各システム間におけるデータ連携の充実及び各システムデータの利活用の推進

¹³ UIはユーザーインターフェイスの略。「Interface：インターフェイス」は「境界面、接点」を意味し、「人とモノ（主にデバイス）をつなぐ窓口のようなもの」というイメージ。UXはユーザーエクスペリエンスの略。「Experience：エクスペリエンス」が「体験、経験」と訳せるように、UXは「人がモノやサービスに触れて得られる体験や経験」を意味する。

¹⁴ AIやRPAツールなどを活用することで、職員が行っている事務処理を自動化・標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体像のことを指す。

¹⁵ 新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ社会。

¹⁶ 英語で「remote work」と表記され、「remote=遠隔・遠い」、「work=働く」の二つが合わさってできた造語。「遠くで働く」となることから、言葉の意味は「テレワーク」とほとんど同じと言える。

¹⁷ オフィス内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすることで、業務効率を改善しようという取り組みのこと。

【構築するシステム】

構築年度	システム名
令和3年度 (2021年度)	文書管理システム、電子決裁システム、備品管理システム、共通基盤
令和4年度 (2022年度)	財務会計システム、起債管理システム、庶務事務システム

【システム導入のコンセプト】

- 電子決裁の導入（リモートワーク・電子化・ペーパーレス化の推進）
事務処理の効率化を図るため、内部事務システムを用いて行う決裁に関しては全て電子決裁で処理を行うなど紙媒体での事務プロセスを見直し、出張中や在宅勤務中でも事務を行える環境を整えます。
- 共通データの一元管理
各業務システムのプロセスやデータのうち共通化できるものを一元管理することで、業務の効率化を図ります。
- システム間のデータ連携
内部事務システムの共通プラットフォーム¹⁸として職員ポータルも含めHUB¹⁹のような役割を果たすものを構築します。
- データ利活用
各システムから提供されるデータを用いて、BIツール²⁰の活用などにより、業務状況の把握や分析、将来計画の策定など、データ利活用による行革の取り組みを図ります。

¹⁸ ハードウェアの違いやOS（Operating System、コンピューターのオペレーション（操作・運用・運転）を司るシステムソフトウェアのこと）の違いを吸収し、ソフトウェア開発者やユーザーに利用しやすい環境を提供するもの。

¹⁹ 機器間をケーブルで結んで通信する際に、複数のケーブルを接続して相互に通信できるようにする集線装置、中継装置のこと。

²⁰ 組織内に大量に蓄積しているデータから必要な情報を集約し、ひと目でわかるように分析するツールのこと。BIシステムと呼ばれることもある。

【目指す姿③】

職員の情報スキルの向上

【今後の取組】

- B I ツールなどの利用方法を学び、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用することができる能力の育成
- データに基づいた政策決定や部門間連携を行うことができる職員の育成
- 情報資産を守るための情報セキュリティ対策に関する知識や技術を学ぶ機会の創出

【目指す姿④】

A I 等先進技術の積極的な活用

【今後の取組】

- 限られた経営資源の中で行政サービスを持続的に提供していくため、市民に身近な幅広い分野において A I 等先進技術を活用

【目指す姿⑤】

情報セキュリティの強化

【今後の取組】

- 技術的対策のアップデート（セキュリティ対策環境の最新化、京都セキュリティクラウドとの連携強化など）
- 組織ルールの整備・見直し（情報セキュリティポリシー²¹など）
- 組織対応能力の向上（サイバーセキュリティ攻撃対応訓練、セキュリティ研修など）

²¹ 企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針をいう。情報セキュリティポリシーには、社内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載するのが一般的である。

第5章 計画の推進体制

1. 庁内における推進体制

DX推進計画（基本計画・実行計画（アクションプラン））を着実に実行していくため、各部署による推進に加え組織横断的な体制との柔軟な連携により、一丸となった推進体制で本計画を推し進めます。

併せて、PDCAサイクルによる定期的な評価・見直しによりサービスの質を上げ、利用者満足度の向上を目指します。

2. 外部機関との連携

DXの推進でよりよいサービスを展開するには庁内だけで推進するのではなく、関係機関との連携作業も重要となってきます。教育機関や民間企業、北部7市町などの他自治体との多様な連携により、DXの推進がさらに加速するような取組みを進めます。

「舞鶴市DX推進計画」の推進体制図

